

(様式1)

(様式1) 予備検討結果報告書

事業担当課・室 担い手支援課就農支援班

導入検討対象事業の名称	農業大学校機能拡充事業
1. 事業の概要	
(1)用途・目的等	<p>農業大学校は、農業改良助長法に規定される農業者研修教育施設であり、農業の優れた担い手及び指導者を育成することを目的に設置されている。平成 24 年には専修学校化するとともに、社会情勢に合わせて、カリキュラムの見直しを行ってきた。</p> <p>しかし、施設面では築後 39 年が経ち老朽化が著しく、また高度化する農業現場に施設整備、機械装備面で対応できていないという問題がある。このため、時代の要請に応えた教育を実践できる施設整備を行う必要がある。</p> <p>今回の整備により、今後 40 年使用できる施設にするとともに、GAP の実践に適した出荷調整施設の整備と、6次産業化の学習を充実させるため食品加工実験室の拡充を行う。</p>
(2)整備予定場所	東金市家之子1059 他
(3)施設規模	本館 鉄筋コンクリート造4階建て 延べ床面積 5,305 m ² 出荷調整施設 鉄骨造 延べ床面積 476.28 m ²
(4)施設稼働期間	40年(H30 年度末現在)
(5)県民の利用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り ・ 無し
(6)利用料金等の徴収	<input checked="" type="checkbox"/> 有り ・ 無し
(7)費用調達手段	起債 75% 一財 25%
(8)契約予定時期	平成 31 年度
(9)建設・整備期間	平成 33 年度から平成 34 年度
(10)供用開始予定時期	平成 35 年度
2. 導入検討対象事業の要件	
(1)施設の種類(※1)	建築物
(2)事業規模(※2)	●●円 施設整備費(設計費+建設費)
(3)その他特記事項 (1)及び(2)に該当しない事業を候補とする場合の理由等	—

3. 予備検討結果

<p>(1) PFIの適性確認</p>	<p>○設計から建設、維持管理、運営までの業務の多くを一括で民間事業者へ委託できる事業である。</p> <p>なお、農業大学校は専修学校であり、学校教育に係る運営については、学校教育法第133条において準用する同法第5条の規定により設置者自らが行うこととされているため、委託できない。</p> <p>○適用できる補助金がなく、法制度面でも導入が可能な事業である。</p> <p>○過去の導入検討において、導入可能性がないとされていない事業である。</p> <p>○全事業の一部の施設整備等に着手していない事業である。</p> <p>以上によりPFI適正を欠く事業ではない。</p>
<p>(2)定量的確認結果概要 (詳細は様式2参照)</p>	<p>VFM -0.1 億円 -0.3%</p>
<p>(3)定性的確認結果概要</p>	<p>○設計については、本館の大規模改修は、既存施設を活用しながら必要な機能を整備していくため制約が多くなる上、学校教育に係る運営を委託できないことから、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用する余地は小さい。また、出荷調整施設の新設についても、規模が小さいため、民間事業者のノウハウ等を活用する余地は大きくはない。</p> <p>○維持管理業務については、一括発注することにより、各業務間の連携・整合性の向上及び業務の効率化が図られるが、運営を委託できないため、その効果は小さい。</p> <p>○修繕等については、個別業務発注の事務手続きを要さず、PFI事業者の判断で迅速な対応をとることが可能となる。</p> <p>○学校教育に係る運営については、設置者自らが行うこととされているため、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用する余地はなく、公共サービスの向上は見込まれない。</p> <p>○寮の運営については、生徒の経済的負担を最小限とするため廉価で提供している上、小規模であることから、民間の採算ベースには乗らない事業である。</p> <p>以上により、維持管理業務において一定の効率化は見込まれるものの、設計の制約がある上、主要な業務である教育に係る運営面については委託できず、民間事業者のノウハウや創意工夫を発揮できる余地が小さく公共サービスの向上は見込まれないことから、定性的効果は小さい。</p>

<p>事業担当課における検討結果</p>	<p><その他考慮事項></p> <p>○農業大学校に係る大規模改修のPFI導入事例はない。</p> <p>ただし、徳島県において、農業大学校と研究施設を合築する際に、PFIを活用した事例はある。</p> <p>○収益施設については、学校の規模が小さく、また交通アクセスが不便な場所にあることから利用者は限定的であり、収益性が低いことが見込まれるため、設置は厳しいと考える。</p> <p><検討結果></p> <p>3. 予備検討結果等より、PFI適正については認められるものの、定量的効果は-0.3%であり、定性的効果も小さいことから、従来手法による整備が妥当である。</p>
----------------------	--

※1 「建築物」、「プラント」、「利用料金徴収施設」のいずれかを記入

※2 「施設整備費(設計費+建設費)」又は「単年度の維持管理費・運営費」のいずれかとその金額を記入